

## 昭和二十九年法律第六百六十四号

保安庁法（昭和二十七年法律第一百六十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等
第一節 防衛省の設置（第二条）	第二節 防衛省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三節 自衛隊（第五条・第六条）	第四節 施設等機関（第十四条・第十八条）
第五節 特別の機関（第十九条・第三十条）	第六節 地方支分部局（第三十一条・第三十二条）
第六節 本省に置かれる職及び機関等（第三十三条）	第七節 職員（第三十四条）
第七節 特別な職（第七条・第七条の二）	第八節 防衛装備（第三十五条）
第八節 内部部局（第八条・第十二条）	第九節 設置並びに任務及び所掌事務（第三十六条・第三十七条）
第九節 審議会等（第十三条）	第十節 職員の職務遂行等（第三十九条・第四十条）
第十節 任務及び所掌事務（第三十六条・第三十七条）	第十一節 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等（第三十八条）
第十二節 防衛省の長は、防衛大臣とする。（設置）	第十三節 防衛省の任務及び所掌事務（第三十九条）
第十四条 防衛省は、我が國の平和と独立を守り、國家の安全を保つことを目的とし、これがため、（任務）	第十五条 防衛省は、我が國の平和と独立を守り、國家の安全を保つことを目的とし、これがため、（任務）

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）、第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

前項に定めるものほか、防衛省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。	前項に定めるものほか、防衛省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けるものをとする。
（所掌事務）	（所掌事務）
第七条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。	第七条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 防衛及び警備に関する事務。	一 防衛及び警備に関する事務。
二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。	二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。
三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。	三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。
四 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関する事務。	四 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関する事務。
五 職員の人事に関する事務。	五 職員の人事に関する事務。
六 職員の補充に関する事務。	六 職員の補充に関する事務。
七 礼式及び服制に関する事務。	七 礼式及び服制に関する事務。
八 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。	八 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。
九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関する事務等	九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関する事務等
十 職員の保健衛生に関する事務。	十 職員の保健衛生に関する事務。
十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関する事務。	十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関する事務。
十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関する事務等	十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関する事務等
十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」といふ。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する事務。	十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」といふ。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する事務。

第十四条 装備品等の研究開発に関する事務。

第十五条 前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関する事。

第十六条 自衛隊法第五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。

第十七条 防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。

第十八条 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。

第十九条 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する事。

二十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関する措置に関する事。	二十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関する措置に関する事。
二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関する事。	二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関する事。
二十二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関する事。	二十二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関する事。
二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関する事。	二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関する事。
二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関する事。	二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関する事。
二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいふ。）のために労務に服する者の雇入れ、賃償の請求についての援助に関する事。	二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいふ。）のために労務に服する者の雇入れ、賃償の請求についての援助に関する事。

供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事。

二十六 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関する事。

二十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。

二十八 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留する軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する事。

二十九 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関する事。

三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関する事。

三十一 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関する事。

三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国と北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する事。

三十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

3 防衛大臣政策参与は、非常勤とすることがで  
きる。

三十四 防衛大学校、防衛医科大学校その他の政  
令で定める文教研修施設において教育訓練及  
び研究を行うこと。

三十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法  
律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に  
属させられた事務

前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第  
三項の任務を達成するため、同条第一項及び第  
二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に  
ついて、当該重要政策に関して閣議において決  
定された基本的な方針に基づいて、行政各部の  
施策の統一を図るために必要となる企画及び立  
案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

### 第三節 白衛隊

（自衛隊）  
第五条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の  
組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛  
隊の行動及び権限等は、自衛隊法（これに基づ  
く命令を含む。）の定めるところによる。

第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官  
(以下「陸上自衛官」という。)十五万二千四百四十  
五人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛  
官」という。）四万五千四百四十四人、航空自衛  
隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）四  
万六千九百七十六人並びに自衛隊法第二十一条  
の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸  
上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千七百三  
十二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自  
衛官、海上自衛官及び航空自衛官三百九十四  
人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛  
官及び航空自衛官千九百三十六人、内部部局に  
所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛  
官五十人並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛  
官、海上自衛官及び航空自衛官四百七人を加え  
た総計二十四万七千五百四十四人とする。

第七条 本省に置かれる職及び機関等  
（防衛大臣政策参与）  
2 防衛大臣政策参与は、防衛省の所掌事務に  
する重要な事項に関し、防衛大臣に進言し、及び  
防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申  
する。

2 前項に定めるもののほか、内部部局は、第四  
条第二項に規定する事務をつかさどる。

（官房長）  
第九条 官房に、官房長を置く。

### 第四節 施設等機関

（設置）  
第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。

防衛大学校  
防衛医科大学校

### （防衛医大）

第十五条 防衛大学校は、幹部自衛官（三等陸  
尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をい  
う。次条において同じ。）となるべき者の教育  
及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及  
び応用についての知識並びにこれらに関する研  
究の能力を修得させるための教育訓練を行うと  
ともに、当該研究を行ふ。

第十六条 防衛医大は、自衛隊法第一百条の二の規定に  
より防衛大臣が第一項に規定する者に準ずる外  
国人の教育訓練を受託した場合においては、當  
該教育訓練を実施する。

第十七条 防衛医大は、自衛隊法第一百条の二の規定に  
より、同項の教育訓練を修了した者（次条におい  
て「防衛医大卒業生」という。）その他防衛  
大臣の定める者に対する自衛隊の任務遂行に  
必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び  
応用についての知識並びにこれらに関する研究  
の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床  
に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行  
う。

第十八条 防衛医大は、自衛隊法第一百条の二の規定に  
より、同項の教育訓練を修了した者（次条におい  
て「防衛医大卒業生」という。）その他防衛  
大臣の定める者に対する自衛隊の任務遂行に  
必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び  
応用についての知識並びにこれらに関する研究  
の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床  
に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行  
う。

第十九条 防衛医大は、自衛隊法第一百条の二の規定に  
より、同項の教育訓練を修了した者（次条におい  
て「防衛医大卒業生」という。）その他防衛  
大臣の定める者に対する自衛隊の任務遂行に  
必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び  
応用についての知識並びにこれらに関する研究  
の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床  
に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行  
う。

第二十条 内部部局に、書記官及び部員を置き、自  
衛官その他所要の職員を置くことができる。

第二十一条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚  
(官房長及び局長との関係)

第二十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官  
は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び  
航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う  
自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する  
補佐と相まって、第三条の任務の達成のた  
め、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適  
切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛  
大臣を補佐するものとする。

第二十三条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官  
は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び  
航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う  
自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する  
補佐と相まって、第三条の任務の達成のた  
め、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適  
切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛  
大臣を補佐するものとする。

第二十四条 防衛装備庁長官は、防衛省令  
で定める。

（防衛医大）  
第二十五条 防衛医大は、次に掲げる教育訓  
練をつかさどる。

二 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育  
訓練

二 保健師及び看護師である幹部自衛官となる  
べき者の教育訓練

三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育  
訓練

二 前項に規定するもののほか、防衛医大は、  
同項の教育訓練を修了した者（次条におい  
て「防衛医大卒業生」という。）その他防衛  
大臣の定める者に対する自衛隊の任務遂行に  
必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び  
応用についての知識並びにこれらに関する研究  
の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床  
に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行  
う。

三 第一条第一項第一号から第三号まで、第六  
号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事  
務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的  
に実施するための地方公共団体及び地域住民  
の理解及び協力の確保に関すること。

四 第四条第一項第六号及び第八号から第十号  
までに掲げる事務に関する基本に関するこ  
と。

五 第四条第一項第六号及び第八号から第十号  
までに掲げる事務に関する基本に関するこ  
と。

六 第四条第一項第一号から第三号まで、第六  
号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事  
務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的  
に実施するための地方公共団体及び地域住民  
の理解及び協力の確保に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌  
事務に関する各部局及び機関の施策の統一を  
図るために必要となる総合調整に関する事  
務で他の機関の所掌に属しないもの

八 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に  
する重要な事項に関し、防衛大臣に進言し、及び  
防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申  
する。

（平成十六年法律第百十七号）

4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。

5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育又は看護学教育を行う大学の教員の資格による。

6 在職その他の事項は、防衛省令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育及び看護学教育を行う大学の設備・編制その他に関する設置基準が定められている事項については、これらの設置基準の例により、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二十二条第一号の規定に基づき基準が定められている事項についてはこれらの基準の例による。

（防衛医科大学校卒業生の医師国家試験等の受験資格）  
第七十七条 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号の教育訓練を修了した者に限る。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十二条の規定の適用については、同条第一号に該当する者とみなす。

2 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号又は第二号の教育訓練を修了した者に限る。）は、保健師助産師看護師法第十九条又は第二十一条の規定の適用については、同法第十九条第一号又は第二十一条第一号に該当する者とみなす。（学生）

第十八条 防衛大学校の学生（第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。次項において同じ。）の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

2 項第二号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

（設置）  
第五節 特別の機関

第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

（防衛会議）  
統合幕僚監部  
陸上幕僚監部  
海上幕僚監部  
自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関  
航空幕僚監部  
統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部  
防衛監察本部

2 前項に定めるものほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審査所とする。

（防衛会議）  
第十九条の二 防衛会議は、防衛大臣の求めに応じ、防衛省の所掌事務に関する基本の方針について審議する機関とする。

2 防衛会議は、議長及び委員をもつて組織する。

3 議長は、防衛大臣をもつて充てる。

4 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

（防衛大臣）  
防衛大臣補佐官  
防衛大臣政策参与  
事務次官  
防衛審議官  
防衛副大臣  
防衛大臣政務官  
防衛大臣幕僚監部  
防衛大臣幕僚監部  
防衛大臣幕僚監部

2 統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。

3 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にについて、次に掲げる事務をつかさどる。

（統合幕僚監部の所掌事務）  
第二十二条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

（統合幕僚監部の所掌事務）

2 前項に定めるものほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審査所とする。

2 前項に定めるものほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審査所とする。

（統合幕僚監部の所掌事務）  
第二十二条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にについて、次に掲げる事務をつかさどる。

（統合幕僚監部の所掌事務）  
第二十三条 統合幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

2 前項に定めるものほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

（幕僚長）  
第二十二条 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）

（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）に關する計画の立案に関すること。

（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）に關する計画の立案に関すること。

（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）に關する計画の立案に関すること。

（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）に關する計画の立案に関すること。

2 統合幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

（幕僚副長）  
第二十五条 統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

（幕僚副長）  
第二十六条 統合幕僚監部に、政令で定めるところにより、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務の遂行に必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行ふとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行う機関を附置する。

2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第二百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

<p><b>(部隊等)</b></p> <p><b>第二十七条</b> 部隊等の組織及び編成又は所掌事務は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p><b>(情報本部)</b></p> <p><b>第二十八条</b> 情報本部は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務をつかさどる。</p> <p><b>2</b> 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。</p> <p><b>3</b> 情報本部の内部組織については、防衛省令で定める。</p> <p><b>(防衛監察本部)</b></p> <p><b>第二十九条</b> 防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどる。</p> <p><b>3</b> 防衛監察本部の内部組織は、政令で定める。</p> <p><b>4</b> 防衛監察本部の位置は、防衛省令で定める。</p> <p><b>(外國軍用品審判所)</b></p> <p><b>第三十条</b> 外國軍用品審判所については、武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>
--

<p><b>(地方防衛局)</b></p> <p><b>第三十一条</b> 本省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。</p> <p>2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十三号まで及び第三十五号に掲げる事務の全部又は一部</p> <p>二 第四条第一項第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関するものに限る。</p> <p>3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの（第四条第一項第十三号、第三十三号及び第三十五号に係るものに限る。）については、防衛装備府長官の指揮監督を受けるものとする。</p>
---

<p><b>(所掌事務)</b></p> <p><b>第三十六条</b> 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。</p>
<p><b>(所掌事務)</b></p> <p><b>第三十七条</b> 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十三号から第三十五号までに掲げる事務（第八条第一項第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。</p>
<p><b>(所掌事務)</b></p> <p><b>第三十八条</b> 防衛装備庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。</p>

<p><b>(防衛装備府の職員)</b></p> <p><b>第五章 職員の職務遂行等</b></p> <p><b>第一节 职員</b></p> <p><b>第二节 职務遂行等</b></p>
<p><b>(自衛官)</b></p> <p><b>第三十九条</b> 自衛官は、命を受けて、自衛隊の隊務を行う。</p>
<p><b>(冲縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法)</b></p> <p>二十九条の規定による特例措置</p>
<p>二十九条の規定による特例措置</p>





イ 労働及び社会保険に関する法令の規定に

より事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項

ロ 宿舎に供される行政財産の管理

ハ 表彰の実施

その他の政令で定めるもの

四 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十八号）の規定による特別給付金の支給（支給の決定を除く。）に関する事項

三 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、新地方自治法第二条第九項（国等の事務）

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（国等の事務）

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを受け、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の法律により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手続がされなければならない事項とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、當該行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

（別に定める経過措置）

第一百六十三条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

（別に定める経過措置）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（別に定める経過措置）

第一百六十五条 この附則に規定する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第一百六十六条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一九年六月八日法律第五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月八日法律第四〇号）抄

附 則 （平成一四年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一五年四月二五日法律第三〇号）抄

（施行期日）

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日）

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十五年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

（附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日））

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十五年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一五年五月一日法律第三二号）抄

（施行期日）

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日）

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十五年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一六年五月一一日法律第四一号）抄

（施行期日）

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日）

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一六〇号）抄

（施行期日）

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日）

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一六〇号）抄

（施行期日）

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日）

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一六〇号）抄

（施行期日）

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日）

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一七年七月一九日法律第八八号）抄

（施行期日）

1 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日）

（別に定める経過措置）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一七年七月一九日法律第八八号）抄

（施行期日）

ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。  
**（政令への委任）**  
**第八条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 (平成一八年五月三一日法律第四)

#### （施行期日）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の二の次に「一条を加える改正規定」により次条に「一条を加える改正規定」、同法第十四条を削り、同法第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に「一条を加える改正規定、同法第七十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定

平成十九年三月三十一日までの間において政令で定める日

### 附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一)

#### （施行期日）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(職員の身分の引継ぎ)

**第二条** この法律の施行の際現に従前の防衛庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日に、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行の際に当該職員が属する従前の防衛庁又はこれに置かれる部局若しくは機関に相当する防衛省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の職員となるものとする。

**（防衛施設中央審議会に関する経過措置）**  
**第三条** この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、附則第二十三条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）次項において「駐留軍用地特措法」という。)

第三十一条第二項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の委員として任命されたものとなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかるわらず、同日における従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員としての任期の残存期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、駐留軍用地特措法第三十一条第六項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。

(処分等に関する経過措置)  
**第四条** この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める國の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 内閣総理大臣（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限とされる場合を除く。）又はその委任を受けた者  
 二 防衛庁長官又は防衛庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

三 防衛庁に置かれる部局又は機関  
 防衛省に置かれる部局又は機関

二 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関  
 防衛省に置かれる部局又は機関

二 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

ないものとみなして、当該相当規定を適用する。(命令の効力に関する経過措置)  
**第五条** 旧法令の規定（従前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府令（中央省令等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百四条第一項の規定による内閣府令としての効力を有するものとされた總理府令を含む。）は、この法律の施行後は、新法令の相当規定（防衛省の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の防衛省令としての効力を有するものとする。

(処分等に関する経過措置)  
**第六条** この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める國の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関  
 防衛省に置かれる部局又は機関

二 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長、防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

とあるのは「十五万五千六百七十四人」と、ほか、「四万五千七百十六人」とあるのは「四万五千八百十二人及び」と、「四万七千三百十三人並びに自衛隊法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官百五十二人」とあるのは「四万七千三百四十二人」と、「三百四十三人」とあるのは「四百八十六人」と、「九百三三人」とあるのは「一千八百八十六人」と、「二十四万八千六百四十七人」とあるのは「二十五万五千二百人」とする。

(施行期日)	
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	1 この法律は、公布の日から施行する。
<b>(施行期日)</b>	<b>附 則</b> (平成二五年一月二二日法律第二号) <b>抄</b>
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。	1 この法律は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> (平成二一年六月三日法律第四四号) <b>抄</b>	1 この法律は、公布の日から施行する。
<b>(施行期日)</b>	<b>附 則</b> (平成二六年四月一八日法律第二号) <b>抄</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日を越えて施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
<b>イ</b> 第一条の規定	イ 第一条の規定
<b>イ</b> 第一条の規定	イ 第一条の規定
<b>附 則</b> (平成二四年三月三一日法律第一三号) <b>抄</b>	1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
<b>(施行期日)</b>	<b>附 則</b> (平成二九年三月三一日法律第六二号) <b>抄</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
<b>第一条</b> この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
<b>附 則</b> (平成二四年三月三一日法律第一四号) <b>抄</b>	1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
<b>(施行期日)</b>	<b>附 則</b> (平成二九年三月三一日法律第六二号) <b>抄</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
<b>一及び二 略</b>	<b>一及び二 略</b>
<b>三</b> 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定	<b>三</b> 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定
同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項(第三号を除く。)」に改める部分に限る)並びに次条の規定、平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日	同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項(第三号を除く。)」に改める部分に限る)並びに次条の規定、平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日
<b>五号) 抄</b>	<b>五号) 抄</b>
<b>(施行期日)</b>	<b>(施行期日)</b>
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
<b>一 略</b>	<b>一 略</b>
<b>二</b> 第二条の規定 平成二十七年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日	<b>二</b> 第二条の規定 平成二十七年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日
<b>七号) 抄</b>	<b>七号) 抄</b>
<b>(施行期日)</b>	<b>(施行期日)</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
<b>一</b> 附則第七条の規定	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>(政令への委任)</b>	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>六号) 抄</b>	<b>九号) 抄</b>
<b>(施行期日)</b>	<b>(施行期日)</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>一</b> 附則第七条の規定	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>(政令への委任)</b>	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>六号) 抄</b>	<b>九号) 抄</b>
<b>(施行期日)</b>	<b>(施行期日)</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>一</b> 附則第七条の規定	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>(政令への委任)</b>	1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
<b>六号) 抄</b>	<b>九号) 抄</b>
<b>(施行期日)</b>	<b>(施行期日)</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この法律は、令和三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。
<b>一</b> 附則第七条の規定	1 この法律は、令和三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。
<b>(政令への委任)</b>	1 この法律は、令和三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。
<b>六号) 抄</b>	<b>九号) 抄</b>
<b>(施行期日)</b>	<b>(施行期日)</b>
<b>第一条</b> この法律は、令和四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。	1 この法律は、令和四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

			附 則（令和四年三月三一日法律第七号）抄
			（施行期日）
		第一条	この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
		一 第一条中沖縄振興特別措置法附則第二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十二条、第二十六条及び第二十七条の規定	（公布の日）
		附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄	（施行期日）
		第一条	この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
		附 則（令和五年三月三一日法律第八号）抄	（施行期日）
		1 附 則（令和五年五月一二日法律第二六号）抄	（施行期日）
		1 この法律は、公布の日から施行する。	（施行期日）
		附 則（令和五年四月二一日法律第一三号）抄	（施行期日）
		この法律は、令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。	（施行期日）
		附 則（令和五年五月一二日法律第二六号）抄	（施行期日）
		1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の施行の日又は日本国との自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間ににおける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」とする。	（施行期日）
		附 則（令和五年五月一二日法律第二七号）抄	（施行期日）
		第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。	（施行期日）
第四条	（調整規定）	日豪協定実施法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、日豪協定実施法の	

施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の防衛省設置法第四条第一項第三十ニ号の規定の適用については、同号中「日本国」の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」とあるのは、「日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」とする。